2010 年度大学院生支援プログラムに関する覚書

株式会社ビデオリサーチ（以下、「甲」という）と●●【学校名・学部学科　氏名】●●（以下、「乙」という）とは、以下のとおり覚書（以下、「本覚書」という）を締結する。

第 1 条（目的）

本覚書は、甲が実施する「2010 年度大学院生支援プログラム」（以下、「本プログラム」という）において、乙が企画・設計するネットリサーチ（以下、「本件調査」という）に関し、甲が乙に対して行う支援について定めることを目的とする。

第 2 条（本件調査への支援）

1．本件調査に関する甲の支援は、以下のとおりとする。

（1）　本件調査を甲の費用負担にて実施すること。

（2）　乙の求めに応じ、本件調査の設計および本件調査の結果データ分析のためのアドバイスを可能な範囲で行うこと。

2．前項第 1 号の甲の支援は、乙が以下の各号を承諾することを条件とする。

（1）　乙の指導教授から、乙が本プログラムに参加することの了解を得ること。

（2）　本件調査は、甲が甲の名義にて実施すること。

（3）　甲が任意に選出したネットリサーチシステムにて実施されること。

（4）　本件調査の結果を取りまとめた概要書（以下、「概要書」という）を 400 字以上で作成し、甲の指定する形式（媒体または書式等）にて甲指定期日までに提出すること。

（5）　本件調査の内容、概要書に第三者が権利を保有するコンテンツ等を使用する場合は、当該第三者の許諾を得ること。

（6）　第三者から概要書に関連した問い合わせ、クレーム等があったときは、乙の責任と負担において対応し、甲を免責とすること。

（7）　その他、本覚書の定めを遵守すること。

第 3 条（概要書の著作権）

概要書の著作権は、乙に帰属するものとする。

第 4 条（甲による概要書の使用）

1．乙は甲に対し、概要書を甲の Web サイト「Open Café」(以下、「Open Café」という)に掲載することを許諾する。なお乙の氏名表示については、甲乙別途協議するものとする。

2．甲は、Open Café 掲載にあたり、概要書内容に過不足、不備があると甲が判断した場合、乙と協議した上で、概要書の主旨を変えない範囲で合理的な修正を行うことができるものとする。

3．甲が Open Café 掲載以外の利用を希望する場合には、甲は乙にその旨を申し入れるものとし、甲乙協議するものとする。

第５条（秘密保持）

１．甲及び乙は、本プログラム遂行に関してお互いに開示する情報のうち、相手方に秘密として取扱わせるべき情報については、秘密である旨を明示することとする。なお、秘密情報が口頭にて開示される場合は、当該情報が秘密である旨を告げ、その 7 日以内に書面にて通知するものとする。

２．前項にかかわらず、以下の各号に該当する情報は、秘密情報から除外する。

(1) 開示を受けた時点で既に公知・公用となっていた情報。

(2) 開示を受けた時点で既に正当な手段により保有していたことを証明することができる情報。

(3) 開示を受けた後に、自己の責によらず公知・公用となった情報。

(4) 開示を受けた後に、正当な情報を有する第三者から合法的に入手したと証明することができる情報。

(5) 法令または司法機関若しくは行政機関等の正当な理由のある命令等に従って開示した情報。

３．甲及び乙は、秘密情報を第三者に開示、提供、または漏洩しないものとし、本プログラム遂行の目的以外に使用してはならないものとする。

第６条（有効期間）

１．本覚書の有効期間は 20●●年●月●日から 20●●年●月●日までとする。

２．本条の定めにかかわらず、第 2 条第 2 項第６号、第３条、第４条、第５条、第７条、および本項は本覚書終了後もなお有効とする。

第７条（その他）

１．乙は、本覚書上の権利義務またはその地位を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

２．乙が本覚書の定めに違反した場合、乙は本件調査実施に関わる費用を自己負担しなければならない。なお、本件調査実施後に本覚書の定めに違反したことが発覚した場合、乙は甲が負担した費用を甲に支払わなければならないものとする。

３．本覚書に定めなき事項または本覚書に関して疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書弐通を作成し、甲乙記名押印の上、各壱通を保有するものとする。

20●●年●月●日

東京都千代田区三番町 6 番地１７

甲　株式会社ビデオリサーチ

調査業務局長　　鈴木　康介　　印

●●大学住所　●●

乙　●●大学　●●科

@@院生個人名　@@　　印